組合員限定 金利上乗せ

令和7年4月1日必~令和8年3月31日必

(ただし、募集金額50億円に達した時点で、終了とさせていただきます。)



店頭表示金利

(税引後 年0.179%)

期間

1年

(白動継続扱い)

- ◆スーパー定期貯金 <単利型 >は1円以上、大口定期貯金は1,000万円以上となります。
- ◆下記の①~⑥に該当する新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。
 - ①他の金融機関からの預替資金
 - ②やすらぎ定期積金他 定期積金の満期金
 - ③退職金 ④相続資金・代償金 ⑤土地売却資金
 - ⑥満期共済金

ご利用のお客様への取引時確認に関するお願い

ご利用者様の氏名・住所・生年月日について確認させていただく際、顔写真のない本人確認書類を ご提示いただいた場合、別に本人確認書類をご提示いただくなど、追加のご対応が必要となります ※詳しくは、裏面をご覧ください。

下記の店舗窓口までお気軽にお問い合わせください。



JA東京みなみ

ホームページ https://www.ja-tm.or.jp/

JA東京みなみ





日野支店 **25** (042) 583-2111

七生支店 **23** (042) 591-2011

多摩支店 **25** (042) 375-8211

稲城支店 **25** (042) 377-6002

メンバーシップ定期貯金 「みなみの組合員定期貯金」 - 商品概要・

(令和7年4月1日現在)

					(13/14)	·/3 · H·/611/
1. 商品名	・スーパー定期貯金<単利型> (愛称:メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」)			・大口定期貯金 (愛称:メンバーシップ定期貯金「みなみの組合員定期貯金」)		
2. ご利用いただける方	・当 JA の正組合員とそのご家族である個人、または准組合員である個人					
3.期間	・1年(自動継続扱い)					
4. 取扱期間	・令和 7 年 4 月 1 日(火)~令和 8 年 3 月 31 日(火) (ただし、募集金額 50 億円に達した時点で、終了とさせていただきます。)					
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1円以上 ・下記の①~⑥に該当する新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。また、お預入れの際に資金内容の確認をさせていただきます。 ・①他の金融機関からの預替資金 ②やすらぎ定期積金他 定期積金の満期金 ③退職金 ④相続資金・代償金 ⑤土地売却資金 ⑥満期共済金 ・1円単位			・一括預入 ・1,000 万円以上 ・下記の①~⑥に該当する新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。また、お預入れの際に資金内容の確認をさせていただきます。 ①他の金融機関からの預替資金 ②やすらぎ定期積金他 定期積金の満期金 ③退職金 ④相続資金・代償金 ⑤土地売却資金 ⑥満期共済金 ・1 円単位		
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。					
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金 (5)金利情報の入手 方法	・店頭に表示するスーパー定期貯金 1 年ものまたは大口定期貯金 1 年もの利率に、下記の金利をお付けします。 【正組合員(ご家族含む)の方、准組合員の方】・・・・ + 年 0.225%(税引後 年 0.179%) ・上乗せ金利の適用は初回満期日までとなります。自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税 15.315%(復興所得税※を含む)、地方税 5%)の分離課税となります。※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・店頭金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。					
8. 手数料						
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・個人のお客様はマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課 税制度」)の取扱いができます。					
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位 以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満約定利率 ×50%			・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率一(基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率一約定利率×30% B 約定利率一約定利率×30% B 約定利率一(基準利率一約定利率)×(約定日数一預入日数)		
11. 貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・ 別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。					
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または本店金融共済部管理課(電話:042-594-1011)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。					
	名 称	電話番号			受付時間	
	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月~金	祝日、年末年始を除く)	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	
	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月~金	祝日、年末年始を除く)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00	
	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月~金	祝日、年末年始を除く)	9:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	

・自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利上乗せ期間(1年間)は利用分量配当の対象外とさせていただきます。

詳しくは、店舗窓口にお問い合わせください。

13. その他参考となる事項